

苫前町のいのちを支える
自殺対策計画

令和2年8月
苫 前 町

はじめに

我が国では、平成 10 年に初めて年間の自殺者が 3 万人を超えて以来、自殺者数は高い水準で推移してきました。平成 18 年には自殺対策基本法が制定され、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は、広く「社会の問題」と認識されるようになり、様々な関係者による取り組みが行われた結果、自殺者数は減少してきています。

平成 28 年 4 月に自殺対策基本法が改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として新たに位置付け、地域自治体に自殺を防ぐための計画策定が義務付けられました。

このため、本町の地域性や人口規模を鑑みても自殺者はゼロではないことをしっかりと認識し、町民一人ひとりがかけがえのない「いのち」を大切にし、誰も自殺に追い込まれることのないまちづくりを目指し、自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、「苫前町のいのちを支える自殺対策計画」を策定することとしました。

今後、本計画を実効性のあるものとするために、保健・医療・福祉・教育・警察・消防・民間団体など様々な分野の機関や団体と連携を図りながら、自殺対策を推進してまいります。

なお、町民の皆様には、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 2 年 8 月

苫前町長 福 士 敦 朗

もくじ

第1章 計画策定の趣旨等	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
第2章 苫前町における自殺の実態	
1 自殺の実態について	2
2 苫前町の主な自殺の特徴	2
第3章 いのちを支える自殺対策における取組	
1 基本的な考え方	3
2 基本目標	3
3 基本的な取り組み	4
(1) 普及啓発	
(2) 相談体制の充実	
(3) 人材育成・地域の見守り体制づくり	
(4) 関係機関との連携強化	
第4章 計画の推進体制	
1 自殺対策における推進体制	6
2 自殺対策の担当課	6

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

- 我が国の自殺者数は、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、年次推移をみると減少傾向にあり、着実に成果を上げてきたと言えます。しかし、それでも自殺者の累計は毎年2万人を超える水準となっているなど、非常事態は続いており、決して楽観できる状態にはありません。
- 平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念として明記するとともに、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に必要な支援を受けられるよう、「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。
- 本町においても、地域の課題をふまえ、今後の自殺対策の方向を示す「苫前町いのちを支える自殺対策計画」を策定することにしました。

2. 計画の位置づけ

- 本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき、本町の状況に応じた自殺対策を進めるために策定する市町村自殺対策計画です。
- 本計画を策定する際は、苫前町のまちづくり基本計画である「苫前町総合振興計画」との調和を図ります。

3. 計画の期間

- 本計画の期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

第2章 苫前町における自殺の実態

1. 自殺の実態について

- 全国の死亡者数は、平成 20 年に 32,000 人を超えていましたが、平成 29 年には 21,000 人となり、減少傾向にあります。
北海道における自殺死亡者数についても、平成 20 年では 1,700 人でしたが、平成 29 年には 1,000 人を割っています。

2. 苫前町の主な自殺の特徴

- 平成 25 年度から平成 29 年度までの過去 5 年間の自殺者数 7 人（男性 4 人、女性 3 人）について、「性別」「年齢別」「職業の有無」「同居の有無別」の自殺者や自殺死亡率等を集計した資料によると、本町の自殺の特徴は【図表 1】のとおりとなりました。順位は自殺者数の多さに基づきますが、自殺者が同数の場合は自殺死亡率の高い順となっています。
- 本町は人口規模が小さいことから年間の自殺者数が少ないですが、過去 5 年間の傾向としては、「男性 20～39 歳有職同居」の割合が約 4 割と、この区分の自殺者数が多いことがわかります。
このデータだけでは本町の自殺の特徴や特性を明瞭にしたとは言い切ることはできませんが、若い男性に向けた自殺対策を推進することが重要と言えます。

【図表 1】主な自殺の特徴（平成 25 年度～平成 29 年度合計）

上位 5 区分	自殺者数 5 年計	割合	自殺死亡率* (10 万対)
1 位:男性 20～39 歳 有職同居	3	42.9%	365.9
2 位:女性 40～59 歳 無職独居	1	14.3%	1862.0
3 位:男性 60 歳以上 有職独居	1	14.3%	1089.8
4 位:女性 60 歳以上 無職独居	1	14.3%	108.3
5 位:女性 60 歳以上 無職同居	1	14.3%	40.2

*「自殺死亡率」とは、人口 10 万人当たりの自殺者数をいう。

第3章 いのちを支える自殺対策における取組

1. 基本的な考え方

- 平成29年7月に新たな「自殺総合対策大綱」が策定され、国を挙げて自殺対策に取り組み、一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指しています。
- 本町においても、誰も自殺に追い込まれず、一人の自殺死亡者も出さないために、庁舎内関係者で自殺対策の基本理念や基本方針に対する認識を共有することや、民生委員児童委員や苫前町あんしん生活支援ネットワーク会議などの協議の場を活用し、行政と住民の協同により、生きることの包括的な支援としての自殺対策を推進していくことが重要となります。
- 自殺ハイリスク者に対する働きかけを重点的に行うとともに、生きづらさを抱えた方が暮らしやすい社会を実現するための様々な取り組みを行います。また、若年者から働き盛り世代、中高年や高齢者等、幅広い年代を対象とした自殺予防のための対策を進めます。

2. 基本目標

- 町民一人ひとりが命の大切さについて理解し、自殺がない町を目指します。

(1) 長期目標

- ・ 自殺者数が0人となる

(2) 短期目標

- ・ 町民一人ひとりが自殺を身近な問題としてとらえ、こころの不調のサインについて理解できるようにします。
- ・ 町民一人ひとりが気軽に支援者又は支援機関に相談できるよう、町の考え方を整理し、関係する支援者等につなげられるようにします。

3. 基本的な取り組み

(1) 普及啓発

町民一人ひとりが、こころの健康づくりについて理解し、自身のこころの不調や悩みを抱えた方のSOSサインに気づき、適切に対処できるよう、正しい知識や情報の普及に努めます。

<主な取組>

- 広報誌やSNSなどの媒体を活用し、相談窓口の連絡先を掲載するなど、町民への情報発信を行います。
- 町内会や職場、地域の各団体で行う健康相談・健康講座の機会に、自殺の要因の一つであるうつ病等の精神疾患や、自殺問題についてなど、こころの健康について理解を深めるための講話を行います。

(2) 相談体制の充実

町民一人ひとりが、支援者又は支援機関に相談できるような環境を整備します。一人で悩みを抱えず、早期に相談でき、適切な対処方法が得られるよう、電子メールや電話相談、相談会の開催等により相談体制の充実に努めます。

<主な取組>

- 保健師等の専門職を活用し、必要に応じて電話などによる相談ができるよう、体制を構築します。
- 地区相談支援やひとり暮らし高齢者への訪問等の機会を活用し、うつ等の可能性のある人の早期発見に努め、個別の支援につなげます。
- 出産後間もない産婦について、産後うつ等の早期発見のため、産後うつスクリーニングや個別面談を実施して、初期段階における支援につなげます。

(3) 人材育成・地域の見守り体制づくり

悩みを抱えた方のSOSサインに気づき、相談機関につなげるための知識と技術を習得し、自殺ハイリスク者に対し、早期に対応できる体制を整えます。

また、住民をはじめ、様々な関係機関や団体に対してゲートキーパー養成を行い、人材育成及び地域の見守り体制づくりに努めます。

<主な取組>

- 町職員、社会福祉協議会等関係団体等に対し、ゲートキーパー研修を実施します。

<ゲートキーパーとは>

自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及し、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守るという役割を担います。

- ◆気づき：家族や仲間の変化に気づいて、声をかける
- ◆傾聴：本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける
- ◆つなぎ：早めに専門家に相談するように促す
- ◆見守り：温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

(4) 関係機関との連携強化

様々な自殺要因に関する課題解決に向けて、関係機関が一丸となって自殺予防に努めます。保健医療福祉、教育・労働機関、警察、消防、司法機関、民間団体との連携を強化し、自殺予防のネットワークを構築します。

<主な取組>

- 自殺対策を総合的に推進するため、庁内各分野の部署と連携し、理事者及び関係課長で推進体制を強化します。
- 町民のさまざまな悩みにワンストップで対応できる体制づくりのため、近隣自治体との連携を強化します。
- 保健師等の各専門家と、日常的な相談支援について連携できるよう、関係構築を図ります。

※ 平成 28 年 4 月の自殺対策基本法の改正では、自殺予防教育について、次のように規定されています。教育機関とも連携しながら、若年者への自殺対策に努めます。

<自殺対策基本法第 17 条第 3 項> (抜粋)

学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人としてともに尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵(かん)養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等のこころの健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

第4章 計画の推進体制

1. 自殺対策における推進体制

- 自殺対策の推進のためには、町民一人ひとり、関係団体、行政が連携・協働して「生きることの包括的な支援」に取り組む必要があります。また、計画の推進のために役場全体で横断的に取り組む体制づくりも必要です。

苫前町では、自殺対策に係る施策を推進するために、苫前町自殺対策庁舎内連絡会議を設置し、この連絡会議を中心としつつ、関係機関や関係団体との連携を推進していきます。

この連絡会議は、副町長を委員長、関係部署の課長職等を委員とし、町の自殺対策関連事業に係る施策を推進していきます。

2. 自殺対策の担当課

- 自殺対策については、保健福祉課が担当します。